

給水装置工事施工指針説明会

日時：令和8年3月23日（月）14：00～（受付13：30～）

場所：軽井沢町役場 2階 第3・4会議室

給水装置工事施工指針概要

1. 給水装置工事申請にあたって
2. 給水装置工事にあたって
3. 分水工事について
4. 止水栓等の設置について
5. メーターボックスの設置について
6. しゅん工検査にあたって
7. その他

給水装置工事申請にあたって

1. 申請書提出書類の**注意点**

※**申請人記入欄**は、**申請人自書**とする

設計図

(**新設**) : 新たにメーターを設置する

配水管・給水管の管種・口径を記入

(**変更**) : 既存メーターを利用する(増設も含む)

配水管・給水管の管種・口径を記入

既存メーター番号・口径を記入

既存メータボックス・止水栓の現況写真を添付

給水装置工事申請にあたって

1. 申請書提出書類の**注意点**

工事内容：申請書下段のチェック欄

(**一般用**)：営業用、官公署用、特殊用及び臨時用以外の用に水道を使用する場合をいう

(**営業用**)：料理店、旅館、寮、洗濯屋、飲食店、事務所その他これらに類する営業の用に水道を使用する場合をいう

※**営業用途での申請では、受水槽の設置をお願いしています**

**既存メーター利用の際、申請時としゅん工時で、用途が違う場合
水道用用途変更届の提出が必要になります**

分水工事について

1. 穿孔作業は水道施設係員立会いで水道業者側で行う
2. 穿孔前、サドル分水栓～第一止水栓まで耐圧試験を行う
3. 穿孔後、通水試験を行う
4. メーターまでの給水管は、ポリエチレン1種2層管(JIS K 6762)を使用すること
5. 給水管引込は、原則1つの敷地に対してまた全体の給水計画に対して1箇所とする
6. サドル分水栓等の材料は、水道業者側で手配を行う
※JWWA規格品を使用すること
7. 分水工事立会いは、2週間前までに立会予約依頼をすること

止水栓等の設置について

1. 官民境界線から 1.0 m以内に第一止水栓を設置すること
2. 官民境界線から 2.0 m以内にメーター止水栓を設置すること

※軽井沢町配管例 参照

メーターボックスの設置について

1. 軽井沢仕様 耐寒ボックスメーターユニット底板一体型を設置すること
※軽井沢町配管例 参照

しゅん工検査にあたって

1. しゅん工図提出後、検査日の予約を行うこと
2. しゅん工検査には、給水装置工事主任技術者が立合うこと
3. しゅん工図の注意点

配水管・給水管の管種・口径・延長数を記入

分岐部～第一止水栓までの立面図をしゅん工図記入

第一止水栓のオフセットを記入(三斜測量)

現況写真の添付(メーターボックス位置全景)

しゅん工検査にあたって

4. しゅん工検査時の**注意点**

メーターの**深さ**(施工指針第2-9.表-2参照 5ページ目)

ボックス周辺に**構造物**を設置しない

ボックスが**軽井沢仕様**であること

止水栓設置**位置**(官民境界線から第一止水栓1.0mメーター止水栓2.0m以内)

しゅん工図面と現場工事内容が一致していること

5. **上下水道**のしゅん工検査を同日に行う際は、**極力火曜日と木曜日**に行うよう ご協力をお願いします

その他

1. 既存の水道メーター及びメーターボックスがある場合(工事種別：**変更**)

メーター止水栓に**止水不良**・**逆止弁不良**がないか確認すること

メーターボックスが**破損**していないか**軽井沢仕様**か確認すること

メーター設置時の**深さ**を確認すること

基準に満たしていなければ**交換**・**工事**が必要です

※上記については、個人財産のため、材料費等は、申請者負担になります

その他

2. 水道工事完了後の舗装復旧に関して

※工事完了後、舗装復旧を行っていない現場が見受けられます。
道路管理者の許可条件に従い、工事完了後、確実に行うよう
お願いします。